

「疲れたら、愛媛。新みきゃん割」宿泊施設募集要項兼取扱い要項

1 事業内容等

(1) 事業期間 令和4年8月17日～令和4年8月31日

※9月1日チェックアウトまで

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては変更の可能性があります。

(2) 割引内容等

愛媛県民、徳島県、香川県、高知県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、大分県
在住の愛媛県に宿泊する旅行者の宿泊代金割引

① 宿泊を伴う宿泊代金等の半額割引

割引率：50% ※割引後1円未満切り捨て

割引上限額：5,000円（一人・泊あたり）

例：2,000円の宿泊施設の場合→1,000円を割引、8,000円の宿泊施設の場合→4,000円を割引
9,999円の宿泊施設の場合→4,999円を割引、10,000円の宿泊施設の場合→5,000円を割引
12,000円の宿泊施設の場合→5,000円を割引

② 対象

中四国(広島県を除く)・大分県の県民は割引の対象

愛媛県民に加え中四国各県・大分県在住者が補助対象となり、割引対象となる県は、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、大分県です。

※広島県は除きます。

コロナワクチン接種完了者又は陰性証明者のみが割引の対象

コロナワクチンの接種(3回)が完了している方、PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査で陰性が確認された方が、割引の対象となります。3回目のワクチン接種が完了していない方や、PCR・抗原検査の有効期間が切れている方は、割引対象外となります。宿泊事業者様におかれましては、申込時点で、宿泊者全員のワクチン接種の状況についてご確認をいただくとともに、宿泊時に証明するものが必要となる旨、旅行者への説明したうえで予約を受け付けてください。また、ワクチン接種等の確認に関しては、添付のワクチン・検査パッケージ取扱いマニュアル等を熟読のうえ実施してください。なお、同意書は宿泊証明書とセットです。同意書・宿泊証明書が旅行者と手交されない場合は割引補助金給付の対象外となりますのでご注意ください。

③ 宿泊証明書の利用者名

宿泊証明書には全ての利用者名の記入と対象県民であることの確認をお願いします。
また、コロナワクチンの接種状況等についても確認をお願いします。

④ 取消料の説明のお願い

新型コロナウイルスの感染状況によっては、予約を停止することがあります。

また、予約の変更やキャンセル、接種証明が提示できないなどにより、別途料金が発生する場合があります。そのため、宿泊割引をご利用されるお客様には、事前に十分な説明をお願いします。

⑤ 地域限定クーポン(えひめぐりクーポン)

宿泊代金(1人泊) ※割引前、入湯税は除く、

5,000円以上 クーポン1,000円×2枚(2,000円分)

3,000円～4,999円 クーポン1,000円×1枚(1,000円分)

3,000円未満 クーポン配布なし ※宿泊割引は可

※有効期間はチェックインの日からチェックアウトの日の7日後まで

※割引内容、事業停止時の取扱い等については予告なく変更となる場合がございます。

【参画する宿泊施設で行うこと】

- 割引対象者全員の本人確認(在住地)、接種証明(3回目)又は陰性証明等の確認
- 宿泊割引原資の管理および宿泊後の宿泊実績・クーポン配布シートデータ報告
(宿直_様式第8号) ※1ヶ月分を集計し、翌月7日迄に実績報告システムにてデータ申請
- 宿泊証明書・同意書(宿直_様式第7号-1、2)の宿泊者への手交、事務局への送付
※1ヶ月分を集計し、翌月7日迄必着
※当事業にはワクチン・検査パッケージが適用されるため、宿泊施設にて事務局指定の宿泊証明書を宿泊者に手交して頂きます。
- 宿泊者への『えひめぐりクーポン』の交付・適正な管理
※有効期限の記入(チェックインの日からチェックアウトの日の7日後まで)
- 『えひめぐりクーポン』配布内容を宿泊実績・クーポン配布シート(宿直_様式第8号)に入力し事務局へデータ申請と郵送を行う。
※1ヶ月分を集計し、翌月7日迄に実績報告システムにてデータ申請

2 参画宿泊施設の募集

(1) 募集期間

8月1日(月)～8月8日(月)

※参画条件を満たさない施設様は承認となりません。

※えひめぐり みきゃん旅割参画申請済宿泊事業者様

●参画B・承認済事業者様

ホームページでの参画申込は不要です。

下記、⑥、⑦をメールまたはFAXにて事務局へ提出ください。

みきゃん旅割参画Bの申請の際の「宿泊補助金給付枠申請書」8月販売計画に基づき事務局にて宿泊代金割引原資、クーポン配布枚数を決定し

8月5日までに通知します。

●参画A・承認済事業者様

新みきゃん割、宿直予約参画を希望される施設様は事務局にご連絡ください。

(2) 提出書類

① 宿泊施設登録申請書(宿直_様式第1号)

② 参画申込書兼同意書(宿直_様式第2号)

③ 宿泊補助金給付枠申請書(宿直_様式第3号)

④ 口座確認書(宿直_様式第4号)

通帳の表紙、口座情報の確認できる見開きページコピー

⑤ 営業許可証

(旅館業・住宅宿泊事業等の許可届出番号等が記載された証明書の写し)

⑥ 宿泊施設の感染防止対策チェックシート(宿直_様式第5号)

⑦ 愛媛県内宿泊旅行代金割引 誓約書(宿直_様式第6号)

(3) 提出及び問合せ先

疲れたら、愛媛。新みきゃん割事務局 ※えひめぐり みきゃん旅割事務局併設

〒790-0001 愛媛県松山市一番町4丁目1-1 大樹生命ビル7階

営業日：平日(土日祝を除く) 電話受付時間：9:30～17:00

電話：089-998-2271(宿泊事業者用) FAX：089-913-0321

メールアドレス：ehime-ryoko2@bsec.jp (宿泊事業者様用)

- (4) 申請後・審査・承認～販売まで
- ① 8月8日まで 参画登録期限
 - ② 8月9日まで 登録・審査・承認完了の連絡
 - ③ 8月10日まで 宿泊補助金給付枠、クーポン預託枚数の通知
 - ④ 8月13日まで クーポン券、マニュアル到着
 - ⑤ 8月17日～ 宿泊対象者の割引適用、クーポン配布
ワクチン検査パッケージに基づく宿泊証明書の宿泊者への手交
 - ⑥ 8月31日 事業終了
 - ⑦ 9月7日まで 宿泊実績・クーポン配布シート of データ報告
宿泊実績・クーポン配布シート、宿泊証明書、概算払請求書の郵送（消印有効）
 - ⑧ 審査終了後2週間以内
宿泊補助金振込
※実績シートと宿泊証明書を照合します
※宿泊証明書の紛失、署名等入力情報の欠如等、条件を満たさない案件があった際は宿泊補助金をお支払いできません。
 - ⑨ 9月末まで 未使用のえひめぐりクーポン返送

3 実績報告・宿泊補助金請求

(1) 提出書類

1. 2両方の手続きが必要です。

1. データ報告

① 宿泊実績・クーポン配布実績報告シート（宿直__様式第8号）

2. 書類郵送

① 宿泊実績・クーポン配布実績報告シート（宿直__様式第8号）

② 宿泊証明書・えひめぐりクーポン受領確認書（宿直__様式第7号-1）表

③ 愛媛県内宿泊旅行代金割引 利用における同意書（宿直__様式第7号-2）裏

④ 精算払請求書（宿直__様式第9号）

(2) 提出方法

1. 公式ホームページの宿泊事業者様用実績報告システム

<https://aadcc9e8.form.kintoneapp.com/public/8b5c8725e46ec0a5c33dd133822c76a8dac4e88acf95d8632a7e>

2. 郵送にて事務局へ送付下さい

宿泊証明書は日にち順、宿泊証明書番号順に並べてください。

※書類の不備がある場合は宿泊補助金を支払うことができません。

(3) 提出期限

当月利用分→翌月の7日まで

※8月宿泊分→9月7日まで

3 取扱い要項

※新型コロナウイルスの感染状況や、国の制度変更等により、大幅な変更が生じる可能性があります。

(趣旨)

第1条 この要領は、「疲れたら、愛媛。新みきゃん割」事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、急激に落ち込んだ観光需要を喚起するため、愛媛県への旅行者を対象に宿泊代金割引を実施するとともに、旅行者に対して県内の飲食店や土産物店等で使用できる地域限定クーポンを発行することで、更なる誘客促進を図り、地域経済の活性化に繋げる。

(事務の取扱い)

第3条 本事業の事務は、「疲れたら、愛媛。新みきゃん割」事務局（以下「事務局」という。）を設置のうえ、速やかな事務の取り扱いを行う。

(事務の内容)

第4条 本事業では、愛媛県民、徳島県、香川県、高知県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、大分県在住の方を対象とした、旅行・宿泊代金割引支援と併せて、土産物店、飲食店、観光施設等で旅行期間中に使用可能なクーポンの配布を行う。※広島県在住の方は除く。

なお、感染状況等により事業を停止・変更することがある。

(対象期間)

第5条 本事業の対象期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 令和4年8月17日（水）～令和4年8月31日（水）宿泊分（令和4年9月1日（木）チェックアウト分）までとする。

(2) 対象期間中でも宿泊代金割引補助金割当額に達し次第終了とする。

※感染拡大に伴い、国または県が事業を停止する場合もある。その場合の宿泊取消料の補填については当事業の宿泊補助金では行わない。

(割引補助金の交付対象者)

第6条 宿泊代金割引補助金（以下「割引補助金」という。）の交付対象者は、

県内に施設を有する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により許可を受けた者及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を営業する者を除く者（以下「宿泊事業者」という。）であって、事務局に本事業への参画申し込みを行い、登録された者とする。

(1) 前項の参画申し込みを行うにあたっては、事務局が別途指定する書類を提出し、審査を受けなければならない。また、宿泊事業者においては、参画する宿泊施設を指定のうえ、申し込みを行わなければならない。

(2) 事務局は、前項により提出のあった書類や記載内容が要件を満たしていることを審査した後、参画旅行事業者又は参画宿泊事業者として登録し、その旨を通知する。また、要件を満たしていなかった場合においても、その旨を通知する。

(3) 「愛媛県内宿泊旅行代金割引 ワクチン・検査パッケージ取扱いマニュアル」を遵守すること。

(4) 事務局が示す割引原資の配分枠に沿った取り組みを行うこと。

(5) 取引先の関係者に優先販売しないこと。

(割引補助金の交付対象経費)

第7条 割引補助金の交付対象経費は、参画宿泊事業者が販売する宿泊商品のうち、事務局が別途定める本事業の割引対象とする宿泊商品（以下、「対象商品」という。）及びその割引に要する費用とする。ただし、次に掲げる**旅行商品は割引対象外とする。**

- (1) 換金性が高い金券類、ルームサービス、別途宿泊施設で注文する飲食等のほか、事務局が適切でないと認めるものを含む商品
- (2) 商品の予約をキャンセルした際に発生するキャンセル料
- (3) その他、事務局が適当でないと認めるもの

(割引補助金の交付対象者の責務等)

第8条 割引補助金の交付対象者は次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 本要項の規定に従うこと。
- (2) 事務局が指定する宿泊台帳又は指定する内容により宿泊実績等を管理すること。
- (3) 商品の販売に際しては、本事業が国の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、割引後の価格（本事業の割引適用後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。
- (4) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (5) 感染予防策を徹底及び実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
- (6) チェックインに際しては直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施すること。
- (7) 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
- (8) 宿泊施設において従業員に感染者が出た場合や、宿泊施設を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- (9) 本事業を積極的に広報すること。
- (10) 宿泊事業者にあつては、事務局が別途定める配布基準に基づき、クーポンを利用者に配布すること。また、配布にあつては、旅行者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布のうえ、適切に管理すること。
- (11) 旅行事業者にあつては、契約した旅行者がクーポン券の配布対象となる場合、配布すべきクーポン券の額を算出し、旅行者へ伝達すること。
- (12) 対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者への優先販売を禁止すること。
- (13) 観光支援という目的から補助金を自己または自社の利益とするような行為をしないこと。
- (14) 対象商品の販売終了後、対象商品の内容及び数量並びにその販売時期及び利用可能時期を事務局に報告すること。
- (15) 事務局が求める販売計画及び月毎の宿泊実績・クーポン配布実績等の報告を行うこと。
- (16) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。
- (17) 対象商品の販売やクーポンの配布に関して不正受給等を行っていることが判明した際には、県からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じること。
- (18) 本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (19) 本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。
 - 2 自己又は自社の役員等が、次のいずれかにも該当する者であつてはならない。
 - (1) 暴力団（愛媛県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(割引補助金の交付額)

第9条 割引補助金の交付額は、次のとおりとする。

- ・ 割引率 50%
- ・ 割引上限額 上限5千円(1人泊当たり)
※割引後1円未満切り捨て

(割引補助金の交付額の配分枠)

第10条 事務局は、参画条件を満たす参画旅行事業者及び参画宿泊事業者への交付額の配分を決定するとともに、その後の執行状況を確認し、必要に応じて配分額を変更する等執行管理に務めなければならない。

(割引補助金の交付額の配分枠申請)

第11条 参画旅行事業者及び宿泊事業者が割引補助金の交付を受けようとする場合には、事務局が別途指定する方法により申請しなければならない。

また、宿泊補助金枠の申請を行い給付額の決定を受けた事業者は交付額上限を超過しない様に適切に管理を行うこと。

(割引補助金の交付配分枠決定)

第12条 事務局は、前条に基づく申請内容が要件を満たしていることを確認した後に受理することとし、受理後速やかに申請者に交付するものとする。

事務局は、前項により交付決定したときは、宿泊事業者名を公表するものとする。

(割引補助金交付配分枠決定の変更)

第13条 交付対象者は、前条により割引原資の交付決定を受けた内容を変更するときは、**交付変更申請書(宿直_様式第10号)**を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事務局は、前項による変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは変更の承認を行い、当該交付対象者に通知するものとする。この場合において、事務局は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(割引補助金交付額の確定と請求)

第14条 交付額は、次の各号に掲げる手続きにより確定するものとする。

(1) 請求書及び実績報告書の送付

交付対象者は、**精算払請求書(宿直_様式第9号)**、**宿泊実績・クーポン配布実績報告シート(宿直_様式第8号・紙)**、**宿泊証明書(宿直_様式第7号-1)**及び**愛媛県内宿泊旅行代金割引利用における同意書(宿直_様式7号-2)**を事務局に**郵送にて提出する**。その報告期限は当月宿泊分を翌月7日までに報告するものとする。

(2) 請求内訳データの報告

交付対象者は、宿泊証明書記載事項を**宿泊実績・クーポン配布実績報告シート(宿直_様式第8号・エクセルデータ)**に転記し公式ホームページの宿泊事業者実績報告システムでエクセルデータにて報告するものとする。その報告期限は当月宿泊分を翌月7日までに報告するものとする。

(3) 事務局は、前号による報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは交付額を確定し、補助金の振り込みをもって交付対象者に通知するものとする。

2 事務局は、報告書等の内容に疑義が生じた場合、指摘事項を交付対象者に通知し、補正を求める

ことができる。

3 事務局は、報告書等の内容が割引原資の交付を決定すべき要件に該当しない場合、遅滞なく、理由を付して、その旨を交付対象者に通知しなければならない。

(割引補助金交付額の交付)

第 15 条 事務局は、前条の規定による請求書の提出があったときは、審査終了後 2 週間以内に割引原資を交付するものとする。

(関係書類の保管及び検査等)

第 16 条 割引原資の交付を受けた者は、割引原資の申請等に係る帳簿及び証拠書類(宿泊証明書等)を割引原資交付の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存し、事務局または愛媛県からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出しなければならない。

2 事務局は、申請内容について、適正な申請に基づくものと確認する必要があると認めるときは、その申請内容について立ち入り検査等による確認等を行うことができる。

(状況の報告等)

第 17 条 事務局は、交付申請者に対し、随時、販売状況の報告を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第 18 条 事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象者が、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき
- (2) 交付対象者が、第 6 条に定める者に該当しないことが判明したとき
- (3) その他事務局が特別の理由があると認めるとき

2 事務局は、前項の場合において、当該取消に係る部分に関し、既に交付した割引原資の返還を命ずるものとする。

(クーポンに関する取扱い事項・宿泊事業者)

第 19 条 当事業に参画する宿泊施設は当事業の対象となる旅行者に対し既定のクーポン枚数を発行する。※下記の取扱事項を遵守し宿泊施設への直接予約だけでなく、本事業に登録している OTA 経由、の宿泊についてもクーポンの配布をすること。

(旅行会社経由で予約した宿泊分については、旅行会社で配布。)

- (1) 対象商品を購入した旅行者に次のとおりクーポンを交付する。

宿泊代金(1人泊)※割引前	クーポン枚数・金額
5,000 円以上	1,000 円×2 枚 2,000 円分
3,000 円～4,999 円	1,000 円×1 枚 1,000 円分
3,000 円未満	なし

- (2) 有効期間は、対象商品における宿泊日(チェックイン)からチェックアウトの日の 7 日後までとし、有効期間内に限り利用できるものとする。

(例 8 月 1 7 日宿泊)、8 月 1 8 日チェックアウトの場合、有効期限 8 月 1 7 日～8 月 2 5 日)

また、有効期間の記載がないものは利用できない。

- (3) クーポン券に有効期間を記入の上、配布すること。

利用開始日、有効期間を日付ゴム印にて押印を行うこと。

- (4) クーポンは、本事業の割引対象者であることを確認後、渡すこと。

※割引対象者とは次の①②の条件の両方を満たす者を指す。

①身分証明書での居住地確認 ②「ワクチン・検査パッケージ」に準拠した対応・確認

- (5) クーポン配布枚数の管理

クーポン配布枚数は(1)記載の宿泊代金に応じた配布枚数を遵守し適正に管理を行うこと。

- ・宿泊証明書には宿泊代表者名、住所、割引前の宿泊代金、割引額、割引対象人数、クーポン配布枚数、クーポンシリアルナンバーを宿泊事業者が記載し割引対象の代表者が内容確認の証として受領確認署名を行う。
- ・内容に不備がある宿泊証明書は宿泊補助金支給対象外となる。
- ・**宿泊実績・クーポン配布実績報告シート**(宿直_様式第8号・エクセルデータ)に入力し日々管理を行うこと。
- ・配布者情報と配布したクーポンのシリアルナンバーを控えておき、事務局が開示を求めた際はいつでもこの情報を提供できるよう5年間保管を行うこと。
- ・クーポンの過剰発行分は宿泊施設が弁済することとする。

(6) **宿泊実績・クーポン配布実績報告シート**(宿直_様式第8号)は公式ホームページの宿泊事業者実績報告システムにて報告するものとする。また、その報告期限は当月宿泊分を翌月7日までに報告するものとする。

(7) クーポン加盟店舗での商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。

(8) 使用不能クーポンの取り扱い

有効期限の誤記入、書損じ等で使用不能となったクーポン券は事業終了時に返却すること。

(9) クーポン発行を担う宿泊事業者に対し事務局は手数料等の支払いは行わない。

(クーポン取扱店舗)

第20条 クーポン取扱店舗(以下「取扱店舗」という。)は、県内の店舗であって、事務局に本事業への参画申し込みを行い、登録された者とする。

2 前項の参画申し込みを行うにあたっては、疲れたら、愛媛。新みきゃん割参画申込書兼同意書その他必要な書類を事務局に提出し、審査を受けなければならない。

3 事務局は、前項により提出のあった書類や記載内容が要件を満たしていることを審査した後、クーポン取扱店舗として登録する。また、要件を満たしていなかった場合、その旨を通知することとする。

(クーポン取扱店舗の責務等)

第21条 取扱店舗は次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 本要項に従うこと。

(2) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。

(3) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又はWebサイトで対外的に公表すること。

(4) 行政からの要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号))の規定に基づく営業自粛要請、時短営業要請等に従うこと。

(5) 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。

(6) 事務局が提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。

(7) 本事業を積極的に広報すること。

(8) 取扱店舗であることが明確になるよう、事務局が提供する認知ツール(ポスター、ステッカー等)を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。

(9) クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。

・クーポンの有効期間

・クーポンの偽造、変更及び模造の有無

(10) 有効期間を経過したクーポン及び有効期間の記載の無いクーポンは、受け取りを拒否すること。

(11) デザインや色合いが明らかに違うこと等により偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局に報告すること。また、確認用として配布する見本券は、クーポンを取り扱うすべての者に周知すること。

(12) クーポンを現金と交換しないこと。

(13) クーポンの券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭は渡さないこと。クーポンによる支払で不

足する分は現金等で収受すること。

- (14) クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしないこと。
- (15) 取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (16) 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (17) 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わないこと。ただし、本条第 15 号及び前号の場合を除く。
- (18) 有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合等には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- (19) 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了するまで当該取扱店舗におけるクーポンの精算代金の支払いを保留することに同意すること。また、取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- (20) 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合又は取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。
- (21) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

(クーポンの取扱)

第 22 条 クーポンの取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭は渡さない。
- (2) クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- (3) クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可とする。
- (4) クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、県及び事務局は責を負わない。
- (5) クーポンの払い戻しや交換、再発行はできない。
- (6) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止する。
- (7) 旅行を取消した場合は、必ず配布された参画宿泊事業者又は参画旅行事業者へ返却しなければならない。
- (8) 取扱店舗は、利用されたクーポンの所定の位置に取扱店舗印を押印すること。
- (9) 他の取扱店舗の押印又は記入済みのクーポンは利用できない。
- (10) 本県及び全国の新型コロナウイルス感染拡大状況等により、直ちにクーポンの利用を停止することがある。

(クーポンの精算)

第 23 条 取扱店舗が商品の販売又はサービスの提供などの取引において、利用されたクーポンを換金しようとする場合は、クーポンの所定の位置に取扱店舗名を押印し、事務局が別途定める期日までに、必要な書類を事務局に提出し、換金することができる。なお、換金できる金額は、クーポンの券面表示の金額のとおりとする。

・換金申込書

- ・利用済クーポン
- ・その他、換金手続に必要な書類

- 2 事務局等は、前条の書類等が提出された場合、速やかに審査しなければならない。
- 3 事務局等は、本条第 1 項で掲げた提出書類や記載内容が、要件を満たしていることを審査した後に受理することとし、受理後 20 日営業日以内に、参画登録時に記載された口座に入金するものとする。
- 4 クーポンに利用開始日・有効期限及び取扱店舗名の記載がない場合、換金できないものとする。

(雑則)

第 24 条 この要項に定めていない事項が発生した場合、県と事務局で協議のうえ、決定する。

【問い合わせ先】 ※愛媛県業務委託

疲れたら、愛媛。新みきゃん割事務局 ※えひめぐりみきゃん旅割事務局併設
〒790-0001 松山市一番町4丁目1-1 大樹生命ビル7階
営業日：平日（土日祝を除く）
営業時間：9:30～17:00
電話：089-998-2271（宿泊事業者用） FAX：089-913-0321

【割引対象について】

Q：割引適用となる期間を教えてください。

A：現時点では、令和4年8月31日(水)宿泊分（9月1日(木)チェックアウト分）までが割引の対象となっています。9月以降については未定となっており、今後、対応が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

Q：どのような方が割引対象となるのでしょうか。

A：愛媛県民を含む中四国各県及び隣接県である大分県在住の方で、ワクチン3回目接種済であること、又は、チェックイン日の3日前以降の検体採取によるPCR検査等の検査結果通知書（抗原定性検査の場合は前日又は当日の検体採取による検査結果通知書）で陰性であることの確認を受ける方が対象となります。

※12歳未満については、同居する親等の監護者が同伴する場合、確認不要。

（広島県在住者については、8月1日(月)から新規予約受付停止）

Q：日帰り旅行は割引の対象となるのでしょうか。

A：本県においては、日帰り旅行は対象となりません。

【利用方法について】

Q：新みきゃん割の適用を受けるにはどうすればいいですか。

A：本事業に参画している旅行会社又はオンライン旅行会社（じゃらん、楽天、るるぶ）、宿直接予約を行っている参画宿泊施設を通じてお申し込みください。

Q：予約又はチェックイン時に利用可能な身分確認証とはどのようなものですか。

A：現住所が確認できる公的書類（運転免許証・健康保険証・パスポート・マイナンバーカードなど）にてご確認いただきます。

【現住所を確認するために必要な書類(例)】

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分確認証等、健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、学生証、公共料金等の領収証書(電気・ガス・水道・NHK・固定電話) 等

※転居したが、免許証等の住所が前住所のままとなっている場合などは、郵便物や病院の診察券等で居住の実態が確認できれば可。

Q：身分確認証は利用者全員分必要ですか。

A：同行者を含めた全員の在住地確認が必要です。

Q：助成対象県在住の友人と旅行予定ですが、助成対象県以外在住の友人も対象となりますか。

A：助成対象県在住の方のみ割引の対象となるため、助成対象県在住の方と同行する場合であっても、助成対象県以外在住の方は対象となりません。

なお、割引を適用する旅行者全員に対して、運転免許証等の本人確認書類により居住地確認を行うこととしています。居住地が確認できない場合は、割引の適用外となります。

Q：すでに予約済の旅行は割引の対象となりますか。

A：8月31日(水)宿泊分までは既存予約についても対象としています。詳細な手続き等は、各旅行

会社、宿直接予約対応参画宿泊施設等へお問い合わせください。

Q：バンガローやコテージの1棟貸しの施設への宿泊を予定していますが、新みきゃん割の割引額の計算はどのようになりますか。

A：宿泊代金を宿泊人数で割り、1人当たりの宿泊代金に対して新みきゃん割を適用することとなります。

Q：宿泊代金が2,000円未満の場合、割引の対象外ですか。

A：下限額はないので、割引対象となります。

ただし、えひめぐりクーポンについては、宿泊代金が3,000円未満の場合、配布はありません。

Q：他の割引制度（市町の割引事業等）との併用は可能ですか。

A：併用可能です。他の割引制度を適用した金額に対して、本事業の割引を適用します。

Q：ビジネス目的での利用は対象になりますか。

A：対象になります。ただし、公費を利用した公務員の出張等は対象外となります。

Q：連泊制限はありますか。

A：本県では、連泊制限は特に設けていません。

Q：宿泊旅行代金の50%（上限5,000円）割引の金額は1円単位ですか。

A：割引の金額は1円単位となります。1円未満の端数については、切り捨てとなります。

【ワクチン・検査パッケージについて】

Q：ワクチン・検査パッケージについて証明となる書類は何がありますか。

A：予防接種済証等（予防接種済証、接種証明書、接種記録書等）（3回目）又はPCR検査や抗原定性検査等の検査結果通知書の提示が必要です。

なお、書類を撮影した画像や写し等の提示も可能です。

Q：検査結果の有効期間を教えてください。

A：PCR検査等の場合、検体採取日（検体採取日が不明な場合は検査日）の3日後まで有効となります。（検体採取日+3日）

抗原定性検査の場合、検査日（=検体採取日）の翌日まで有効となります。（検査日+1日）

Q：子どものワクチン・検査パッケージは必要ですか。

A：同居する親等の監護者が同伴することが条件に12歳未満は検査不要です。ただし、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動にあっては、6歳以上12歳未満は検査が必要です。いずれの場合も割引適用にあたり在住地の証明は必要となりますのでご注意ください。

Q：旅行者自身が薬局等で検査キットを購入し、検査を実施してもいいですか。

A：検査結果通知書の項目にもなっている、検査結果に対して責任のもてる然るべき検査管理者の下で検査を実施していただく必要があります。

Q：ワクチン・検査パッケージの条件を満たさない場合とは具体的にどのような場合でしょうか。

A：検査結果が陽性、確認書類の持参忘れ（提示できない）、ワクチン3回目接種していない場合、検

査結果通知書の有効期限が切れている（PCR検査等は検体採取日＋3日、抗原定性検査は検体採取日＋1日が有効期限）等があります。いずれの場合も割引適用外となり、キャンセル料の負担もできません。

【オンライン旅行予約サイトでの予約について】

Q：オンライン旅行予約サイトで予約した場合、居住地やワクチン・検査の確認はどうなりますか。

A：宿泊施設にてチェックイン時に確認いたします。身分証や証明書等の準備をお願いします。

Q：オンライン旅行予約サイトで予約した場合、えひめぐりクーポンはどこで受け取れますか。

A：宿泊施設にてチェックイン時にお渡しします。

Q：オンライン旅行予約サイト独自のクーポンやポイントとの併用は可能ですか。

A：併用可能です。オンライン旅行サイトによっては、併用不可となる場合があるので、ご利用のオンライン旅行サイトをご確認ください。

Q：旅行参加者の中に割引対象地域以外の方が含まれる場合はどうなりますか。

A：一つの予約の中に割引対象者と対象外の方を混在させることはできないので、別々にご予約いただく必要があります。

（既に予約済の方には、対象外の方の差額分を宿泊施設にて精算するよう案内。）